いちょう公園トイレ改築工事　電気設備工事　特記仕様書

Ⅰ．工事概要

１．工事場所　おいらせ町東下谷地４４－３

２．建物概要

建物名称	構造	階数 地上	階数 地下	階数 塔屋	建築基準法による延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一の区分	施設の分類	備考
公衆トイレ	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	１階					一般の施設	新築１棟

３．工事種目（●印の付いたものを適用する。）

	工事種目 トイレ			屋外	備考
● 電灯設備	新設一式				
○ 動力設備					
○ 電気自動車用充電設備					
○ 電熱設備					
○ 雷保護設備					
○ 受変電設備					
○ 電力貯蔵設備					
○ 発電設備					
○ 構内情報通信網設備					
○ 構内交換設備					
○ 情報表示設備					
○ 映像・音響設備					
○ 拡声設備					
○ 誘導支援設備					
○ テレビ共同受信設備					
○ 監視カメラ設備					
○ 駐車場管制設備					
○ 防犯・入退室管理設備					
○ 火災報知設備					
○ 中央監視制御設備					
○					
○ 構内配電線路					外灯設備を含む
○ 構内通信線路					
○					
○					

４．指定部分　●なし

○あり　範囲：　　工期：令和　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

１．共通仕様

（１）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●印が付いたものを適用する。

● 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）（以下「標準仕様書」という。）

○ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）（以下「改修標準仕様書」という。）

○ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）（以下「標準図」という。）

（２）機械設備工事を本工事に含む場合は、機械設備工事は機械設備の部の特記仕様書を適用する。

なお、機械設備の部の特記仕様書は（　／　）図による。

２．特記仕様

項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	○適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速（Ｖ０＝　　） 地表面粗度区分（　　） ○ 積雪荷重 建設省告示第１４５５号における区域 別表（　　）
	●電気工事士	最大電力５００ｋＷ以上の場合においても、第１種電気工事士により施工を行う。
	●機材の品質等	（１）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （２）下表に機材名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。 ただし、次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

機材名	製造業者等名
LED照明器具（一般屋内用に限る。）	
照明制御装置	
可変速運転用インバータ装置	
分電盤	
制御盤	
キュービクル式配電盤	
高圧スイッチギア（CW形）	
高圧スイッチギア（PW形）	
高圧交流遮断器	
高圧変圧器（特定機器）	
高圧進相コンデンサ	
高圧限流ヒューズ	
高圧負荷開閉器	
交流無停電電源装置	
太陽光発電装置（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置）	
監視カメラ装置	
中央監視制御（監視制御装置）	

一般共通事項

●環境への配慮

（１）本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和４年２月閣議決定）」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。

（２）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。

① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。

④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

●他工事との取合い　施工範囲　図面に特記なき場合は、「工事区分表」による。

○耐震施工

（１）設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。
ただし、重量１ｋＮ以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合はこの限りではない。

①設計用水平地震力
機器の重量［ｋＮ］に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合は設計用標準水平震度は次による。

設計用標準水平震度

	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。
・中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しない階とする。
・水槽類には燃料小出タンクを含む。
・重要機器は次のものを示す。
○ 配電盤　○ 発電装置（防災用）　○ 直流電源装置
○ 交流無停電電源装置　○ 交換装置　○ 自動火災報知受信機
○ 中央監視制御装置　○　　○

②設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

（２）横引き配管等の耐震支持は、施設の耐震安全性の分類に応じたものとする。

●仮設工事　○（ＯＯＯＯの部）特記仕様書による。

○足場その他
○ 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。
○ 本工事で設置する。
「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
○ 内部足場　種別　○ 脚立、足場板等　○
○ 外部足場　種別　○ Ａ種　○ Ｂ種　○ Ｃ種　○ Ｄ種　○ Ｅ種
防護シート　○ 設置する。　○ 設置しない。

一般共通事項

●電源周波数　５０ＨＺ

●支持金物・固定金具　イ）屋外機器及び屋外の配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製（ＳＵＳ３０４）とし、屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。
ロ）振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。

●電線・ケーブル　新設する電線類は、図面に「ＥＭ－○○」の記載がなくとも、ＥＭ電線、ＥＭケーブルを使用する。

○厚鋼電線管　屋外、及び地下ピットで使用する厚鋼電線管のうち特記のないものは「内外面溶融亜鉛めっき（めっき付着量３００ｇ／㎡以上）」仕上げとする。

○合成樹脂製可とう管　合成樹脂製可とう管はＰＦ管（一重管）とし、温度による分類はタイプ－２５とする。

●電線本数、管路など　分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは、監督職員の承諾を受けて、変更してもさしつかえない。

○インサート　床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。

○フラッシプレート　○ 金属製（ステンレス、新金属も含む）　○ 樹脂製

○フロアプレート　○ アルミ製　○ 鋼合金製
水平調整付プレート（空転防止リング付）とする。

○接地極の種別及び位置表示　図面に特記なき場合は、表１「接地極一覧表」による。

○塗装　○ 居室に設置する分電盤は指定色塗装を施す。
○ 下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。
（ ○ 居　室　　○　　○　　○　　）

●機器取付高さ　○ 図面に特記なき場合は、表２「機器取付高さ」による。

各設備

○タンブラスイッチ　ネーム付きとする。

○ＯＡフロアー用配線器具の蓋　○ アルミ製　○ 樹脂製

○ﾊｰﾈｽｼﾞｮｲﾝﾄ用ＯＡﾀｯﾌﾟ　特記の無いﾊｰﾈｽｼﾞｮｲﾝﾄ用ＯＡﾀｯﾌﾟは次の仕様とする。
２Ｐ１５Ａ（接地極付抜止形）×４ ｺｰﾄﾞ3m（ﾏｸﾞﾈｯﾄ付）通電表示灯付

○人感センサー用プレート　照明の人感センサー制御を行う部屋には、下記の注意プレートを設置する。
材質：アクリル　文字：印刷文字　寸法：Ｗ=180mm程度,Ｈ=50mm程度
参考文例：「人の動きを検知して点灯します。一定時間動きがなければ消灯しますので、その際は再度身体を動かしてください。」
注意プレート設置室：　○ 便　所（計　枚）○　（計　枚）

○ﾀｰﾐﾅﾙﾕﾆｯﾄ付リモコンリレー　天井内に取付けるターミナルユニット付リモコンリレーの設置場所は、原則として点滅系統内の第１照明器具近傍とする。
ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議する。

●ＬＥＤ照明器具　ＬＥＤ照明器具の制御装置記号が特記されていないものは「一般形（ＬＮ）」とする。

○照度測定　一般照明の照度測定箇所は、下記によるものとし監督職員に報告する。
○明るさセンサが設置される部屋は、センサ１個につき１箇所以上
○明るさセンサが設置されない部屋は、工事全体で計　　箇所以上

○照度測定（非常用の照明装置）　非常用の照明装置の照度測定箇所は、工事全体で計　　箇所以上とし、監督職員に報告する。

●分電盤　○ 分電盤の分岐回路に使用する配線用遮断器及び漏電遮断器は、JIS協約形の１Ｐサイズ(100V2P1E,200V2P2E)とする。

○ 埋込形分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器４個以下の場合（ＰＦ２２）を１本、５個以上の場合（ＰＦ２２）を２本、天井まで立上げる。

○制御盤　配管ボンドとなる負荷には接地端子を設けなくともよい。

表１「接地極一覧表」
接地極の種別は下記を標準としEBの長さは1,500mmとする。ただし、D=10は1,000mm、W=30は1,200mmとする。又、装柱機器及び屋外灯用接地極の埋設標は不要とする。

接地の種別	記号	接地抵抗値	接地極の規格、数量
○ 雷保護用接地	E_{LA}	５Ω以下	ＥＰ×２
○ 雷保護用接地	E_{LA}	５Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×　連－　組
○ 共同接地	$E_A E_D E_{LH}$	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○ 共同接地	$E_A E_C E_D$	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○ Ａ種接地	E_A	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○ Ｂ種接地	E_B	５Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×２
○ Ｃ種接地	E_C	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○ Ｄ種接地	E_D	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
○ 漏電遮断器回路	E_{fl}	５００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
○ 構内交換機（陽極用）	E_t	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○ 本配線盤の保安装置	E_{At}	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○ 電話引込口の保安器	E_{Lt}	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
○ アンテナ保安器	E_{Lt}	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
○ 拡声増幅器	E_{Dt}	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
○ 防犯装置用	E_S	５Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－　組
○			
○ 測定用補助接地極	E_O	―――	ＥＢ（Ｄ＝１０又はＷ＝３０）×１
○ 避雷器用（低圧用）	E_{LL}	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○ 避雷器用（高圧用）	E_{LH}	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連－２組
○ 避雷器用（モデム用）	E_{MD}	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１

表２「機器取付高さ」

機器		測点	取付高(mm)
共通	積算用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200
電灯	分電盤	床上～中心	1,500（上限1,900以下）
	ｽｲｯﾁ（一般）	床上～中心	1,300
	ｽｲｯﾁ（自動ドア）	床上～中心	1,300
	ｽｲｯﾁ（和室）	床上～中心	1,200
	ｺﾝｾﾝﾄ（一般）	床上～中心	300
	ｺﾝｾﾝﾄ（和室）	床上～中心	150
	ｺﾝｾﾝﾄ（台上）	台上～中心	150～200
	ｺﾝｾﾝﾄ（厨房）	床上～中心	800～1,000
	ｺﾝｾﾝﾄ（車庫）	床上～中心	1,300
	ｺﾝｾﾝﾄ（機械室）	床上～中心	500～1,000
	ｺﾝｾﾝﾄ（屋外）	地上～中心	1,000～1,300
	ﾌﾟﾗｹｯﾄ（一般）	床上～中心	2,100～2,300
	ﾌﾟﾗｹｯﾄ（踊場）	床上～中心	2,000～2,500
	ﾌﾟﾗｹｯﾄ（鏡上）	鏡上端～中心	150
動力	壁始形制御盤	床上～中心	1,500（上限1,900以下）
	開閉器箱	床上～中心	1,500
	制御用ｽｲｯﾁ	床上～中心	1,300
雷保護	試験用接地端子箱	床上～下端	800
受変電	接地端子箱	床上～中心	500
誘導支援等	呼出しﾎﾞﾀﾝ（多機能トイレ用）	床上～中心	900、400（各1個）
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ（親機）	床上～中心	1,300
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ（玄関子機）	床上～中心	1,100
	廊下表示灯（復旧ﾎﾞﾀﾝ付）	床上～中心	1,300
	ｽｲｯﾁ（車椅子用）	床上～中心	1,100
	ｺﾝｾﾝﾄ（車椅子用）	床上～中心	900
電話	集合保安器箱	天井～上端	200
	端子盤（廊下、室内）	床上～下端	300
	端子盤（EPSなど）	床上～中心	1,500
	壁付電話機	床上～中心	1,300
	壁付ｱｳﾄﾚｯﾄ（一般）	床上～中心	300
	壁付ｱｳﾄﾚｯﾄ（和室）	床上～中心	150
時計拡声	壁掛形親時計	床上～中心	1,500（上端1,900以下）
	壁付子時計	床上～中心	天井高×0.9
	壁付形ｽﾋﾟｰｶ	床上～中心	天井高×0.9
	壁付ｱﾝﾌﾟﾈｰﾀ	床上～中心	1,300
表示等	情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9
	壁付発信機	床上～中心	1,300
	ﾍﾙﾌﾟﾀﾞﾏｰ、ﾁｬｲﾑ	床上～中心	2,300
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ（一般）	床上～中心	1,300
インターホン	ﾃﾚﾋﾞｲﾝﾀｰﾎﾝ（親器）	床上～中心	1,400
	ﾃﾚﾋﾞｲﾝﾀｰﾎﾝ（子機）	床上～中心	約1,350
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ（一般）	床上～中心	1,300
	壁付ｱｳﾄﾚｯﾄ（一般）	床上～中心	1,300
テレビ	機器収容箱	天井～上端	200
	機器収容箱（EPS）	床上～中心	1,500
	ﾃﾚﾋﾞ端子（一般）	床上～中心	300
	ﾃﾚﾋﾞ端子（和室）	床上～中心	150
火災報知	受信機	床上～操作部	800～1,500
	副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収容箱	床上～操作部	800～1,500
	発信機	床上～操作部	800～1,500
	表示灯	床上～中心	2,100
	警報ﾍﾙ	床上～中心	2,300
ガス検知器れ	液化石油ｶﾞｽ用	床上～上端	300
	都市ｶﾞｽ用（軽質）	天井～上端	150
	都市ｶﾞｽ用（重質）	天井～上端	300

注）天井高3,000ｍｍ以上の場合及び上記取付高さにおいて機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。